

美瑛町告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月1日

美瑛町長 角 和 浩 幸



1 都市計画の種類

用途地域

2 位置及び地域

縦覧に供する都市計画の図書のとおり

3 縦覧場所

美瑛町役場3階 建設水道課